

# 齋藤千栄治の「劣等児」「低能児」「精神薄弱児」観の検討

－「奈良女子高等師範学校在職中の手記」(大正初期)  
及び雑誌『小学校』掲載記事を中心に－

林 喜子

(奈良教育大学 人間発達専攻 発達教育臨床専修)

玉村公二彦

(奈良教育大学 教職開発講座(教職大学院))

Considering the View Point of “Inferior Child”, “Feeble – Minded Child” and “Mental Dificiency” by Saito Chieji  
Focus on His Manuscript during the tenure of Nara Women’s Higher Teacher Training School  
and His Articles in “SHOGAKKO”

Nobuko HAYASHI

(Graduate School of Nara University of Education)

Kunihiko TAMAMURA

(School of Professional Development in Education, Nara University of Education)

**要旨：**大正初期に奈良女高師附小の特別学級担任であった齋藤千栄治の手記が再発見された。齋藤は劣等児低能児に愛情を注がない教師や社会を糾弾すると同時に、自らの思想や教育の実際を著すことで彼らを奮い立たせようとしたと考えられる。齋藤の独自性が認められるのは「劣等児」観であり、あくまで教育実家としての立場から子どもを「劣等児」か否か、つまり教育可能か否かという視点で見つめていた。

**キーワード：**劣等児 Inferior Child

低能児 Feeble-Minded Child

奈良女子高等師範学校 Nara Women’s Higher Teacher Training School

## 1. はじめに

### 1. 1. 齋藤千栄治の経歴

齋藤千栄治は、1878(明治11)年に秋田県で生まれ、1960(昭和35)年に京都府で生涯を終えた人物である。その82年の間に、秋田県師範学校附属小学校(1902(明治35)年－1907(明治40)年)<sup>1</sup>、広島高等師範学校附属小学校(1908(明治41)年－1910(明治43)年)、奈良女子高等師範学校附属小学校(1911(明治44)年－1914(大正3)年)で教鞭を取り京都市へ転出、4つの市立小学校長を歴任(1914(大正3)年－1926(大正15)年)したことがわかっている<sup>2</sup>。

1. 3. でも後述するが、齋藤はこれまで、奈良女高師附小特別学級の初代担任として知られてきた。当該学級について、例えば戸崎(1993)<sup>3</sup>は他の特別学級の多くが短命で廃止(1～3年未満)されたのに対し10年以上という長期間存続したことを評価し、「研究校としての性格を持ち、研究的裏づけを持ちながら、実践を支え指導する者が存在した」ことが特徴だとしている<sup>4</sup>。

また齋藤は、戦前に京都市で初の特別学級を開設した小

学校長(1922(大正11)年、成徳小学校)としても知られており<sup>5</sup>、奈良女高師附小在職の後に、京都市の公教育で初めてその後の特殊学級に繋がる学級を開設させた人物であるという点からも、奈良女高師在職中に彼がどのような実践を行い、障害児の教育に対する思想を形成していったのかを明らかにすることは重要である。

### 1. 2. 手記再発見の経緯

今回、齋藤の直筆の手記『精神薄弱の特別取扱(奈良女高師在職中の手記)』が再発見された<sup>6</sup>。この手記の存在を初めて示したのは浅尾(1967)だが<sup>7</sup>、その後原物は確認されないまま、浅尾の論文を参照する形で研究が進められてきた<sup>8</sup>。しかしその浅尾の論文も、卒業論文であるため原本の所在は不明である。そんな中、当時彼の指導教官であった菅田洋一郎氏を訪ねたところ、氏の自宅に齋藤の手記が保管されていることが判明し、今回拝借するに至った。つまり、散逸したと思われていた史料の所在が、50年ぶりに明らかになったのである。

### 1. 3. 先行研究の検討

これまで齋藤の存在は、浅尾(1967)、大嶋(1966)<sup>9</sup>、

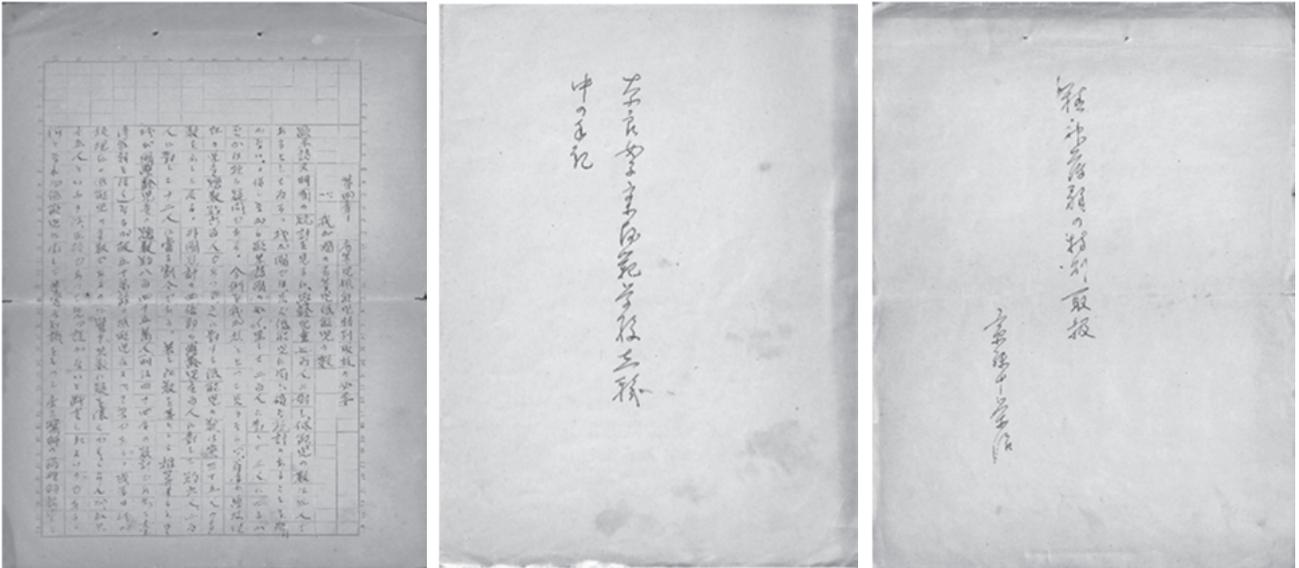


写真. 齋藤千栄治手記表紙・中表紙・書き出し

高橋・荒川 (1987)<sup>10</sup>、上嶋 (1993)<sup>11</sup>らによって障害児教育と大正新教育との関係の中で紹介されてきたが、齋藤個人に焦点を当てたのは阪本 (2016)<sup>12</sup>のみである。

たとえば浅尾 (1967) は齋藤が奈良女子高等師範学校附属小学校の特別学級担任であったことを明らかにし、大嶋 (1966) は齋藤が京都市転出後に赴任校で特別学級設置に尽力したことを明らかにした。高橋・荒川 (1987) は齋藤の奈良での実践と京都での経歴とを関連付け、上嶋 (1993) は齋藤と田村一二<sup>13</sup>との関係を紹介するとともに<sup>14</sup>、手記と『小学校』掲載記事との関連性にも言及した<sup>15</sup>。阪本 (2016) は齋藤のキャリアを初めて概括的に評価することを試みた。

以上齋藤に関する先行研究を簡単に紹介した。これらの研究に共通するのは、障害児教育と大正新教育との関係の中に齋藤を位置づけようとする視点だ。たしかに、大正新教育で高名となる奈良女高師附小に在職したことや、京都市で特別学級設置に尽力したこと、あるいは田村一二の育成者であるといった姿をつなぎ合わせようとするれば、決して欠くことのできない視点だろう。しかし、経歴だけではなく、彼の「劣等児」「低能児」及び「精神薄弱児」観について十分に吟味されてきたとは言い難い。もちろん、これまでも吟味は試みられてきているが、原史料が不明のまま議論されてきたという点で不十分であるし、誤読も見受けられる<sup>16</sup>。また、たとえば平田 (1996)<sup>17</sup>は明治期における「精神薄弱」関係用語・概念を網羅的に検討しており、齋藤の低能児概念について他の特別学級担任とは「全く異なり、独特である」ことや、齋藤が参考にした笠原道夫の概念とも「異なっている」ことを指摘しているが<sup>18</sup>、なぜそうした独特の概念が形成されたのかということにまでは触れていない。よって、これについて今一度、原史料をもとに検討し直す必要がある。

#### 1. 4. 本稿の目的と方法

先にも述べたが、今回、齋藤直筆の手記が再発見された。よって本稿では当該手記を紹介するとともに、既に先行研究によってその存在が示されている雑誌『小学校』上に掲載された齋藤の記事 (齋藤千栄治「劣等児及低能児教育の実際的研究(1)―(5)」『小学校』第16巻第3号,5号,8号,10号,12号:1913年11月―1914年3月)との比較及び照合を中心として、改めて齋藤の「劣等児」「低能児」「精神薄弱児」観を検討することを目的とする。

具体的には、まず手記の概要を紹介し、雑誌『小学校』掲載記事と比較しながら手記の性格を明らかにする。その上で齋藤の「劣等児」「低能児」「精神薄弱児」観に焦点を絞り、齋藤が参照したという笠原道夫<sup>19</sup>の「異常児」観と比較しながら齋藤独自の概念を検討する。

なお、当該手記の翻刻は別稿にて紹介する。また今後は本稿を踏まえて、①奈良女高師附小特別学級における齋藤の教育の実際、②奈良女高師附小特別学級の全体像、③奈良女高師附小特別学級と他の高等師範附小特別学級との関係性について検討していく予定である。

#### 2. 手記の紹介

第二章では、手記の概要を紹介するとともに雑誌『小学校』掲載記事と比較しながらその性格を明らかにする。

表 1. 手記の目次

第四章 劣等児低能児特別取扱の必要
第一節 我が国の劣等児低能児の数
第二節 劣等児低能児は如何に取扱はれつつあるか
第三節 人道上彼等を救済する必要
第四節 社会政策上彼等を救済する必要
第六章 劣等児低能児教育の実際
第一節 特別学級設置の目的
第二節 学級編成
第一項 児童個人の心身発達に適合する教育法
第二項 学年及教科目
第三項 人員及組分
第四項 教室及教師
第三節 教科目の選定
第一項 読方及算術を選定した理由
第二項 他教科目学習上の欠点
第四節 原学級との関係
第一項 教授時間
第二項 原学級復帰制
第三項 学級担任負担の軽減より来る一般児童の利益
第五節 劣等児低能児の調査
第一項 一般的調査
第二項 医師の診察
第三項 知能検査
第四項 学習程度の調査
第七章 取扱方法
第一節 一般的
第一項 成績不良の原因に同情し常に熱意ある温情を以て接すること
第二項 個人指導を本体として分团的に取扱うこと
第三項 教材の範囲を狭くし徹底せる知能を授けること
第四項 反復練習の必要
第五項 学習の奨励法
第六項 精神の集中
第二節 国語（読方）科の教授
第一項 教材
第二項 取扱方法
第三節 算術科
第一項 教材
第二項 取扱法

## 2. 1. 手記の概要

448字詰め原稿用紙 81 枚（表紙含む）にわたるもので、第四章、第六章、第七章のみで構成されている<sup>18</sup>。手記をもとに目次を作成し表 1 とした。

構成について簡単に述べると、まず第四章では劣等児低能児をとりまく社会状況を述べるとともに、彼等に対する教師のあるべき心構えを説いている。次に第六章では、奈良女高師附小の全体的な教育方針と劣等児低能児に対する教育方針との関係を述べた後、特別学級の運営理念や方法、更に收容児童の選定について詳述している。そして第七章では、斎藤が実践した教授方法及び教材の内容について具体的に示している。

表 2. 『小学校』記事の目次

第一章 緒言
第二章 何を目的として特別学級を設置したるか
第三章 如何なる編制法を採りたるか
第一節 児童個人の心身発達に適合する教育法の研究
第二節 学年及教科目
第三節 人員及組分
第四節 教室及教師
第四章 教科目の選定を如何にしたか
第一節 読方及算術を選定した理由
第二節 他教科目学習上の欠点
第五章 原学級との関係を如何にしたか
第一節 教授時間
第二節 原学級復帰制の不可なること
第三節 一般児童の利益
第六章 收容すべき児童の候補者に対し如何なる調査をなせるか
第一節 児童の方面
第二節 家庭及周囲の状況
第七章 低能児、劣等児の分類
第一節 低能児の分類
第一項 精神薄弱児
第二項 精神低格児
第二節 劣等児
第一項 普通時よりも先天的に精神の薄弱なるもの
第二項 身体の虚弱より来るもの
第三項 機関障害より来るもの
第四項 学校教育の欠陥より来るもの
第五項 環境の影響より来るもの
第六項 欠席の多きより来るもの
第八章 如何なる取扱をなしたるか（第十六巻第十号 pp. 55-58）
第一節 教授に関すること
第一項 一般的
（一）成績不良の原因に同情し熱誠ある温情を以て接すべし。
（二）個人指導を本体として分团的に取扱ふこと。
（三）教材の範囲を狭くし徹底した知能を授けること。
（四）反復練習の必要
（五）学習の奨励
（六）精神の集中
第二節 読方教授
（一）教材につきて
（二）取扱法

## 2. 2. 『小学校』掲載記事との重なりと相違

### 2. 2. 1. 『小学校』掲載記事との重なり

さて、上嶋が指摘したように、この手記と雑誌『小学校』に掲載された論考の内容には重なりがある。また、手記第六章第二節第三項、同第五節第一項、第七章第二節第一項の 3 か所には『小学校』の巻号及びページ数（それぞれ 16 巻 3 号, p.57、16 巻 5 号, p.30、16 巻 12 号, p.17）が記してあり、表についてはそちらを参照するよう指示されている。参考のため、『小学校』掲載記事についても目次を作成し表 2 とした。目次を見比べるとほとんどの項目が一致しており、内容についても、例えば手記では「收容することとせり」であるのが『小学校』では「收容することにしたのである」になっているなど書きぶり

が少し違うだけで、約半分は同じものである。しかしもう半分を詳しくみると、手記にしか書かれていない部分や、反対に『小学校』に掲載記事にしか書かれていない部分がある。

## 2. 2. 2. 手記にしか書かれていない部分

手記にしか書かれていない部分は、大きく分けて3つある。

(1)第四章第三節「人道上彼等を救済する必要」及び同第四節「社会政策上彼等を救済する必要」：ここでは国内に数多く存在するはずの劣等児低能児に対して「救済する途」がたっていないことに憤りむしる「排斥蔑視」する風潮を嘆くとともに、小学校時代に教師の愛によって感化が及べば「危険分子」である彼らを「救済することができる」のだと主張している。裏を返せば、劣低能児に愛情を注いでいない教師や社会を糾弾するような内容だが、『小学校』では書かれていない。

他方『小学校』記事は「貴重な本誌紙面の一部を借り」、「教育實際家各位の御一読を乞ひ、且つ批正を仰ぎたい」と非常に謙虚な書き出しで始まり、糾弾や批判といった色は薄い<sup>19</sup>。『小学校』には教育實際家（訓導）の実践報告も掲載されるが、文部省視学官や高等師範学校教授、師範附属学校主事や一般校の校長といった地位ある人物の手による記事も多く掲載される雑誌であるから、これを踏まえ齋藤はあくまで一訓導としての姿勢に徹した記事を書いたと推測できる。

このことから、掲載メディアへの配慮が不必要であると考えられる手記での主張は、世情に対する齋藤の本音をより反映していると思われることができる。

(2)第六章第五節「知能検査」及び「学習程度の調査」：手記が「一般的調査」と「医師の診察」、「知能検査」及び「学習程度の調査」の四つの調査について記しているのに対し、『小学校』には「一般的調査」と「医師の診察」までしか記されていない。記載内容に関しても、手記では児童一人ひとりの標徴及び診察結果が詳しく書かれているが、『小学校』の方では症状ごとに表にまとめられているだけである。

これもまた、『小学校』というメディアを意識した結果であると考えられる。再び諸言からの引用になるが、齋藤は自らの劣等児低能児教育について「主としてその実際の方面を述べ」ることを『小学校』記事の目的としている<sup>20</sup>。そのために、手記では丁寧に記している児童個々の表徴を『小学校』では省き、彼らに対して実際に行った教育方法の記述に文を割いたのではないか。

(3)第七章「取扱方法」第三節「算術科」：『小学校』掲載記事は第二節「国語（読方）科の教授」までで終了しており、「算術科」に該当する部分は掲載されていない。

つまり、『小学校』記事からは明らかにすることができなかった「算術科」における齋藤の実践を、手記に

よって明らかにすることができる。

## 2. 2. 3. 『小学校』にしか書かれていない部分

『小学校』にしか書かれていない部分についても触れておく。最も分量が多いのは低能児劣等児の分類の仕方について、特に劣等児の定義について詳述している部分である。その中でも劣等児が生じる原因を「学校教育の欠陥」として「個性教育の不適切」、「担任児童の過多」、「精神の過労」、「教師」と4つの項目を設けて述べているが<sup>21</sup>、手記には記載がない。

残るは読方教授の具体的な方法を記した部分である。たとえば手記が1年分であるのに対し『小学校』には2年分の児童数が記されており、教材研究の記述量や日課として扱う練習項目の数、児童の誤答の例示量も増えている。

以上、手記の内容における『小学校』掲載記事との重なりと相違を検討した。①世情に対する齋藤の本音をより反映している、②齋藤の教育対象であった子ども一人ひとりの像を知ることができる、③「算術科」における齋藤の実践を知ることができるという3点が、研究上の手記の価値であると言える。

## 2. 3. 手記執筆の時期及び文章執筆の動因

### 2. 3. 1. 手記執筆の時期

まず執筆時期について、『小学校』記事と比較することで検討してみよう。まず第六章第四節「原学級との関係」において「二ヶ年間の実験により原学級復帰制を不相当とした」とあるから、特別学級開始の2年目（1913年）以降に執筆されたものと思われる。また第二節で指摘したように、手記には『小学校』を参照するよう指示するとともにその巻号及び頁数を記している部分があることから、『小学校』が発刊された後に手記が書かれたと考えられる。

しかし手記第七章第二節「国語（読方）科の教授」では、言語障害を有する児童の人数について「特別学級設置当初の収容人数二十二名に比例するときは、百分の四十五強」とあるが、『小学校』では「前学年度に収容した二十二名」と「本学年新に収容した八名」をあわせた「延人員三十名中、…之を百分比例に直すときは百分の四十三強の多数を示す」となっている<sup>22</sup>。『小学校』発刊の後に手記が執筆されたのであれば、なぜ手記には1年分の人数しか記されていないのかという疑問が残る。

数字が示されている部分は以上だが、どうやら手記の内容は全てが同じ時期に書かれたのではなく、異なる時期に書いたものが1つにまとめられたのだと推測できる。上述部分でいうと、第七章第二節の方が第六章第四節よりも先に書かれたと言えよう。

また齋藤は手記にて、特別学級設置初年度（1912年）に笠原道夫に児童の検査を依頼したことを記している。『小学校』にて齋藤が紹介している笠原の著書『異常児

教育の理論と実際』(1913年4月)には、笠原が大正元(1912)年の8月に「京都帝国大学主催夏期講演会」にて口演(原文ママ、筆者)したと記されており<sup>22</sup>、齋藤はこの講演会をきっかけに笠原に児童の検査を依頼したのではないと思われる。とすると、実際に笠原が奈良女高師附小の児童を検査したのは特別学級初年度の8月(1912年8月)以降だろう。

よって手記は、早くとも1912年8月から、齋藤が奈良女高師を離職する1914年5月までの間に執筆されたと考えられる。

## 2. 3. 2. 文章執筆の動因

手記執筆の目的や時期について、手記中に明確な記述はない。これまで、1冊の本にまとめる予定だったのではという推測が成されてきたが、それでは第一章から第三章、第五章には何が書かれるはずだったのかという疑問は残る。

ところで『小学校』記事には、齋藤がいったいなぜ劣等児・低能児に対して愛情をもって教育する必要を感じるようになり、特別学級担任を引き受けるまでになったのかを窺い知ることができる興味深い記述がある。少し長くなるが引用しよう。

「自分が嘗て郷里の小学校に於て七十余名の一学校を担任したことがあるが、全体を合同的に取扱ふさへ十分骨が折れ、個人個人に対する注意の行届かないことが随分多くあつたと思ふ。今少しあの児童に特別の指導を与ふる余裕があつたならばと思ふことも屢々あつた。それがために普通の児童をして、劣等状態に陥らしめたものもあつたらうと、今尚大に恥ぢて居る次第である。其後広島高等師範学校に転じ、二十四名の一学級を担任することとなつた」、「当初は物足らぬ感じがした。併し従来に比べると大に余裕がある。そこで其余裕を個別的取扱に向けた。なかなか手が行届く。担任児童の中には低能児も一名おつた。先天的に精神の稍々薄弱である児童も二名居つたが、殆ど遺憾なく各々その能力に相応する取扱をなすことを得たと自分は信じて居る」<sup>15</sup>。

郷里の学校にて「普通の児童をして、劣等状態に陥らしめた」ことを強く「恥ぢる」気持ちと、広島高師での「個別的取扱」に手ごたえを感じた経験が、齋藤の劣等児低能児・精神薄弱児教育に対する熱意の源となつたと推測できる。齋藤は劣等児低能児に愛情を注がない教師や社会を糾弾すると同時に、自らの思想や教育の実際を著すことで彼らを奮い立たせようとしたのではないか。

また、同時代の教育者たちはこぞって劣等児及び低能児教育に関する著書を出している。たとえば1912年には白川学園の脇田良吉による『低能児教育の実際的研究』<sup>16</sup>や東京高師の乙竹岩造による『低能児教育法』<sup>17</sup>、1914年には東京高師の小林佐源治『劣等児教育の実際』<sup>18</sup>などがある。『小学校』誌上でも劣等児・低能児の教育法についての議論が活発な時期であり<sup>19</sup>、齋藤は非常に時宜

になつた主張をしていたと言える。

では、こうした熱意をもつた齋藤はいったいどんな「劣等児」「低能児」「精神薄弱児」観を形成したのかについて、次章で検討していく。

## 3. 齋藤千栄治の「劣等児」「低能児」「精神薄弱児」観

ここでは齋藤の「劣等児」「低能児」「精神薄弱児」観に焦点を絞り、齋藤が参考にしたという笠原道夫の「異常児」観と比較しながら齋藤独自の概念を検討する。

### 3. 1. 用語としての「劣等児」「低能児」「精神薄弱児」

#### 3. 1. 1. 用語の使用頻度

手記の表題は「精神薄弱の特別取扱」であるのに対し、『小学校』記事の表題は「劣等児及低能児教育の実際の研究」である。ただし本文では劣等児、低能児、精神薄弱児の用語が入り乱れており、更に「精神低格児」の語も用いられている。使用頻度は「劣等児」が最も高く、次いで「低能児」、「精神薄弱児」、「精神低格児」の順である(「劣等児」>「低能児」>「精神薄弱児」>「精神低格児」)。

#### 3. 1. 2. それぞれの語に対する定義づけ

次に、齋藤がそれぞれの語をどのように定義づけしているかを見てみよう。

(1)劣等児：劣等児については手記にも述べられているが<sup>28</sup>、より整理され詳述されている『小学校』記事<sup>29</sup>を参照する。「先ず之(=劣等児、筆者)を一般的の劣等児と一時的の劣等児とに分類」した上で、「一般的の劣等児」については「普通児の如く、総ての精神機能を有すれども、一般に其機能が薄弱」である、「精神薄弱児の魯鈍と甚だ接近して居るので、其の区別はなかなかつけにくい」とする。特徴としては、①「総ての反応作用が遅い」、②「普通の児童と共に学習するには著しき困難を感じる」、③「進歩は何時も遅れがちで、学年末には毎年及落の問題となる」の三つを挙げている。

「一時的の劣等児」については「精神機能は普通の児童と全然異なることなきも、或る事情の爲め、一時的劣等の状態となつたもので、教育の如何によりては普通の児童と同様になる」とし、こちらは原因について、①普通児よりも先天的に精神の薄弱なるもの、②身体の虚弱より来るもの、③機関障害より来るもの、④学校教育の欠陥より来るもの、⑤環境の影響より来るもの、⑥欠席の多きより来るものの六つを挙げている。

以上から、「一般的劣等児」も「一時的劣等児」も呈する様相は同一に「劣等の状態」つまり学習困難の状態だが、教育可能なものを「一時的」、教育不可能なものを「一般的」劣等児に分けていることがわかる。ま

た「一般的劣等児」について魯鈍との区別がつけにくいという主張や、「一時的劣等児」の原因に先天的に精神が薄弱であることを挙げているところを見ると、「精神が薄弱である」と「精神薄弱児である」ことを同義とはしておらず、「精神の薄弱である成績劣等児」<sup>30</sup>あるいは「精神の薄弱なる劣等児及低能児」<sup>31</sup>という書きぶりが見られる。

(2)低能児:低能児については手記では定義されておらず、『小学校』記事にのみ記されているが、図の提示にとどまっている(図1)<sup>32</sup>。図からは「精神低格児」及び「精神薄弱児」を「低能児」の下位に置いていることがわかる。「低能児」の定義づけについてはこれ以上説明されておらず、下位概念である「精神低格児」と「精神薄弱児」を説明しているのみだ。



図1. 斎藤による低能児の分類

(3)精神低格児:「精神低格児」については手記と『小学校』記事とではほぼ同じ説明がなされている<sup>33</sup>。「性格に異状のあるもの即ち健康状態と病的精神との中間の状態にあるもの」で、「智識の部分よりも意志感情の方面」に障害があるとし、特徴については、①「精神機能の発育不規則」、②「病的感情興奮」、③「病的推感性の興奮」、④「ある刺激に対して不自然の反応」の四つを挙げている。また原因については、「遺伝(先天性)及急性伝染病の経過中或は経過後」だとしている。

(4)精神薄弱児:「精神薄弱児」については、手記では「精神薄弱児」中の「魯鈍」と「痴愚」についてしか言及しておらず、短文で記されているにとどまる<sup>34</sup>。よって詳述されている『小学校』記事を参照すると、次のように述べられている<sup>35</sup>。

まず「白痴」については、「知識の異常の甚しいもので、観念の発達すら障碍されて」いるものだと説明している。彼等の特徴は、①「意識的感情」、②「意志」、③「記憶」、④「注意」のすべてが全く欠けていることだという。

次に「痴愚」については「理解の発達障碍があり、理解力の欠損したもの」だと説明している。こちらは、①「感情の甚だ単調である」こと、②意志が「非常に薄弱であり且つ動揺する」こと、③「簡単な記憶」はあるが「複雑した記憶或は詳細の記憶は出来ない」こと、④「注意は薄弱で疲労し易い」こと、⑤「調和運動の困難である」こと、⑥「多少道徳的観念の欠損ある」ことを特徴として挙げている。

最後に「魯鈍」については「判断力の欠損」が著しい特徴だと説明している。その上で、①「感覚に於ては減少或は軽減なく」、②「感情は精密な検査をしなけ

れば普通の児童と区別がつかない」、③「意志は普通の児童に比して余程薄弱である」、④「記憶は殆ど普通の健康児と変わりなく」、⑤「注意は薄弱で不定であつて散漫する」としている。

以上から斎藤は「低能児」中の「精神低格」については精神病と近接したものとして扱い、「精神薄弱児」については、①感覚、②感情、③意志、④記憶、⑤注意の五項目によって判断・分類しようとしていたことがわかった。これらは学習上の状態を判断基準とする「劣等児」と比べると、医学や心理学に近い定義づけだと言えよう。魯鈍について「精密な検査をしなければ区別がつかない」と述べていることから、「低能児」は学力考査で決定するものではないと捉えていたことがわかる。

先に述べたように、斎藤は医学士笠原道夫の「低能児の分類及一般的の標徴」を参照しているし、『小学校』記事にて笠原の著書『異常児教育の理論と実際』を紹介している。よって劣等児低能児及び精神薄弱児に関する記述について、笠原の論と比較することで斎藤独自の概念を探りたい。

### 3. 2. 笠原道夫との比較検討

ここでは、斎藤が参照したとする笠原の『異常児教育の理論と実際』<sup>36</sup>から検討を行う。

笠原はまず異常児を「体質の異常」と「精神の異常」とに分類し、「精神の異常」を、①精神薄弱、②精神低格、③春期発動機の異常、④神経質児の四つに分類しているが、本稿では「精神薄弱」と「精神低格」の部分のみを扱うこととする。なお、笠原は「劣等児」という名称を用いていない。

(1)精神薄弱:まず初めに「精神の薄弱とは何かと云ふと、或一定の原因があつて、其為めに精神の発育が制止された場合或は遅延するような場合を云ふ」とし、「感情であるとか意志と云ふものに於ても多少の程度に於て障碍を被むる」が「尤も明かに犯されて居るのは知識」だと説明している<sup>37</sup>。その上で程度によって白痴、痴愚、魯鈍に分類しているが、笠原は「精神薄弱児であつて適當の教育で以て多少の進歩、多少の陶冶或は教育される者…即ち白痴を除いた精神薄弱児即痴愚、魯鈍を総括して低能児とする」と述べている。

「白痴」「魯鈍」「痴愚」の区別については次のような表にまとめられている(表3)<sup>38</sup>。

表3. 笠原による精神薄弱児の分類

	白痴	痴愚	魯鈍
感覚	障碍あり	障碍なし	障碍なし
感情	意識的感情無し 唯飢渴だけあり	単調なる感情	精密に検査せざれば 常人と分らない
意志	無	薄弱或は動揺す	薄弱
記憶	確實ならず	不確實	普通と餘り差なし
注意	無	薄弱	弱、不足

表とともに、「白痴といふのは極て知識の異常の甚だしいもので、観念発達すらも障碍されてあるものを云ふ」、「痴愚といふのは、凡ての心理で云ふ所の理解の発達の障碍、理解力の欠損を云ふ」、「魯鈍といふのは判断力の欠損を云ふ」と説明がある。

笠原の定義づけでは「低能児」の方が「精神薄弱児」よりも下位に位置しており、斎藤の定義とは全く異なる。しかし「精神薄弱児」を主に、①感覚、②感情、③意志、④記憶、⑤注意の五項目によって判断・分類している点や、「白痴」を知識と観念発達の障碍、「痴愚」を理解力の欠損、「魯鈍」を判断力の欠損と特徴づけている点は斎藤と同じであることがわかった。

(2)精神低格：精神低格については「小児の性格の異常」であり「健康精神と病的精神との中間の状態」だと説明し、①「精神機能の発育の不規則不調和」、②「病的精神の亢奮」、③「病的推感性の亢奮」、④「或刺激に対して不自然の反応」の四つを特徴として挙げている。原因についても「遺伝」と「急性伝染病」を挙げており、斎藤と全く同様である。ただし斎藤とは違い笠原は「精神低格」を更に 12 項目に分類しており、その矯正方法にまで言及している。

笠原が当該書を著したのは 1913(大正 2)年 4 月であり、『小学校』誌上で斎藤の連載が始まる 1913(大正 2)年 11 月よりも前である。これを踏まえると、記述が重なっている「精神薄弱」と「精神低格」の部分については、斎藤が笠原の論を借用していると考えられる。

一方で「劣等児」について笠原は言及しておらず、また「低能児」と「精神薄弱児」の関係の位置づけ方についても二者は食い違っている。ここに、斎藤独自の「劣等児」「低能児」「精神薄弱児」観を見出すことができるのではないかと。

### 3. 3. 斎藤独自の「劣等児」「低能児」「精神薄弱児」観

本章では斎藤の「劣等児」「低能児」「精神薄弱児」観を検討してきた。第一節では、①「劣等児」の語句使用頻度が最も高いこと、②「精神が薄弱であること」と「精神薄弱児」が同義で用いられてはいないこと、③「劣等児」は学習の状態で判断されるが、「低能児」は医学・心理学的な基準で判断されることの 3 点が明らかになった。

さらに第二節では斎藤の記述を笠原の理論と比較することで、笠原は言及していない「劣等児」についての記述及び笠原とは食い違っている「低能児」と「精神薄弱児」の関係づけ方に、斎藤の独自性を見出せる可能性を指摘した。ここから、斎藤の劣等児・低能児観についてひとまず以下の 2 点を導き出すことができる。

(1)「劣等児」教育のみが斎藤の範疇であること：「劣等児」の語句使用頻度が最も高いことや、『小学校』にて「低能児」については「笠原氏の分類及一般的の標徴に関する意見を述べ」としているのに対し「劣等児」に

については「劣等児の分類及其原因につき余の意見を述べ」としていることから、斎藤自身の論述は主に「劣等児」についてのものであることがわかる。これはつまり、斎藤が基本的には「劣等児」教育のみを自らの範疇としていたと考えることができる。だからこそ斎藤においては、「劣等児」と「低能児」が重なりをもたずに並置される。

(2)自らの教育的観点に医学的観点を取り込むという境地には達していないこと：斎藤は教育可能性を軸にして「劣等児」観を述べているが、「低能児」観にはその軸を持ち込んでおらず、医学的見地に依拠している。これは「精神が薄弱である」という状態と「成績劣等の状態」を整理していないことにも表れている。よって斎藤は、あくまで教育実家としての立場から、子どもを「劣等児」か否か、つまり教育可能か否かという視点で見つめていたと考えられる。

他方で笠原は、「精神薄弱児」中の教育可能なもの(=「痴愚」「魯鈍」)を「低能児」だとしており、医学の中に教育の視点をとり入れている。

## 4. おわりに

本稿では、斎藤の手記を紹介するとともに『小学校』掲載記事との比較・照合を行い、彼の「劣等児」「低能児」「精神薄弱児」観を改めて検討した。斎藤の独自性が認められるのは「劣等児」観であり、あくまで教育実家としての立場から子どもを「劣等児」か否か、つまり教育可能か否かという視点で見つめていた。斎藤にとっては子どもの障害名や障害の状態よりも、自分の教育の効果が及ぶかどうかの方が差し迫った問題だったのだろう。

しかし一方で、教育の効果が出づらい子ども、すなわち自身の教育効果が及ばない子どもについてその原因を探るためには教育以外の根拠が必要だったからこそ、笠原に児童の検査を依頼するなど医学との接点を求めたのではないかと。

次稿では、斎藤が自身の「教育の効果」や「教育可能性」をどのように考えていたのかという点について、彼の児童観や教材観、教育方法に焦点を絞って教育の実際を明らかにすることを通して検討していきたい。

## 謝辞

本論文を作成するにあたり、史料収集にご協力いただいた今川朱美さま、菅田洋一郎先生、阪本美江さまをはじめ関係者の方々に深く感謝いたします。

## 注

- 1) ただし 1902(明治 35)年 6 月 1 日から同年 7 月 12 日までの約 1 か月半の間は兵役に服している。

- 2) 斎藤千栄治『履歴書』(大正 15 年 8 月末日まで)より。この履歴書は斎藤のひ孫にあたる今川朱美氏から提供していただいた。
- 3) 戸崎敬子, (1993), 特別学級史研究—第二次大戦前の特別学級の実態, 多賀出版
- 4) 戸崎 (同上), p.11
- 5) 京都精神薄弱者育成会, (1969), 道しるべ, 京都精神薄弱者育成会, p.11
- 6) もともとは千栄治氏の自宅にあったもので、2016 年 8 月に元京都教育大学教授の菅田洋一郎氏が所持していることが判明した。史料のデータ化及び保存等の必要性から現在は玉村研究室が拝借しており、今後の正式な所蔵先については関係者間で協議中である。
- 7) 浅尾紘也, (1967), 「精神薄弱児教育における分団教育の歴史的考察——大正新教育との接点において」, 精神薄弱問題史研究紀要, 精神薄弱問題史研究会, pp.69-74
- 8) ただし、浅尾 (1967) が書写して卒論資料集にまとめた手記のほぼ全文を、更に上嶋 (1993) が書写してインターネット上に掲載している (<http://www.sikasenbey.or.jp/ueshima/narajyosihan.html>, 2016 年 11 月 29 日確認)。
- 9) 大嶋正徳, (1966 年度), 「京都市に於ける精薄児教育の成立過程」, 昭和 41 年度卒業論文: 当時大嶋は京都教育大学特殊教育科の在籍していた。
- 10) 高橋智・荒川智, (1987), 「大正新教育と障害児教育の関係と構造——奈良女高師附小を事例として——」, 障害者問題研究, 48, pp.55-66
- 11) 上嶋光春, (1993), 「奈良県の障害児学級の歴史」, 京都教育大学特別専攻科 1993 年度卒業論文
- 12) 阪本美江, (2016), 「奈良女高師附小訓導斎藤千栄治の『劣等児』『低能児』論とその展開」, 日本教育史学会紀要, 第 6 巻, 日本教育史学会
- 13) 田村一二 (1909-1995 年)。糸賀一雄、池田太郎らとともに、1946 年滋賀県に近江学園を創立した人物として知られる。
- 14) 上嶋 (前掲), p.8: 上嶋は、藤波高, (1988), とり残された子らの京都の教育史 明治・大正・昭和の実践, 文理閣にもとづいて著述している。
- 15) 上嶋 (前掲), p.8: 上嶋は手記について『『小学校』に載せるための原稿ないしは、手記にこの『小学校』の発行号と頁が出てくることから斎藤千栄治氏が一冊の本にまとめようとしたものではないかと考えられる』としている。
- 16) 阪本 (前掲): 阪本は斎藤千栄治の検討を通して、①奈良女高師附小特別学級の特徴、②同校における特別学級論の展開、③斎藤が田村一二の障害者(児)教育に与えた影響の三点を明らかにすること及び斎藤の「劣等児」「低能児」論とその展開を跡づけることを試みている。しかし斎藤の言としている「教育普及の結果少年犯罪の数が減じた」、「不良少年」と「学校教育と云ふものは決して無関係のものではない」といった引用や、ケルンシュタイナーを紹介しながら学校教育における画一的・形式主義的な教育方針を批判しているという部分 (p.25) は、管見の限りでは斎藤の記事の前頁を執筆している川合貞一の記事からの引用であるため (川合貞一, (1914), 「国民教育の革新と実際生活の理解」, 小学校, 16 巻 10 号, 同文館, p.54)、斎藤の「劣等児」「低能児」に対する認識及び「劣等児」「低能児」論及びその前提となる「劣等児」「低能児」観については改めて検討する必要がある。
- 17) 平田勝政, (1996), 「明治期における『精神薄弱』関係用語・概念の研究—『低能児』概念を中心に—」, 『日本教育史研究』, 第 15 号, pp.33-72
- 18) 平田 (同上), p.52。平田は斎藤と笠原の「低能児」概念を別のものだと指摘していることに加え、検討の結果導き出した 8 つの概念類型の中でもそれぞれ独立した概念として扱っている。
- 19) 笠原道夫 (1883~1952 年)。1907 (明治 40) 年京都帝国大学医科大学を卒業後、同大学助手(小児科)、講師を経て助教授となる。1926 (大正 15) 年に大阪医科大学教授。栄養障碍、伝染病、新生児疾患など多くの研究がある。
- 20) ただし、第七章第二項の一部は散逸のため未入手であり、本来はもう少しページ数が多いと考えられる。
- 21) 斎藤千栄治, (1914), 「劣等児及低能児教育の実際的研究 (一)」, 小学校, 16 巻 3 号, 同文館, p.55
- 22) 斎藤千栄治, (1914), 「劣等児及低能児教育の実際的研究 (三)」, 小学校, 16 巻 8 号, 同文館, pp.36-39
- 23) 斎藤千栄治 (1914), 「劣等児及低能児教育の実際的研究 (五)」, 小学校, 16 巻 12 号, 同文館, p.17
- 24) 笠原道夫, (1913), 異常児教育の理論と実際, 弘道館, p.1
- 25) 斎藤千栄治, (1914), 「劣等児及低能児教育の実際的研究 (三)」, 小学校, 16 巻 8 号, 同文館, pp.37-38
- 26) 脇田良吉, (1912), 低能児教育の実際的研究, 巖松堂書店
- 27) 乙竹岩造, (1912), 低能児教育法, 目黒書店
- 28) 小林佐源治, (1914), 劣等児教育の実際, 目黒書店
- 29) たとえば平田勝政, (1990), 「戦前日本の『精神薄弱』関係資料目録 (I) —教育雑誌を中心に—」, 長崎大学教育学部教育科学研究報告, 39, pp.107-131 では雑誌『小学校』も含め、教育雑誌における「精神薄弱」関係の資料が整理されている。
- 30) 手記第四章, p.5
- 31) 斎藤千栄治, (1914), 「劣等児及低能児教育の実際的研究 (三)」, 小学校, 16 巻 8 号, 同文館, pp.35-39
- 32) 斎藤千栄治, (1914), 「劣等児及低能児教育の実際

- 的研究(四)」,小学校,16巻10号,同文館,p.57
- 33) 手記第六章,p.20
- 34) 斎藤千栄治,(1914),「劣等児及低能児教育の実際的研究(三)」,小学校,16巻8号,同文館,p.34
- 35) 手記第四章 p.10、第六章 p.37 及び斎藤千栄治,(1914),「劣等児及低能児教育の実際的研究(三)」,小学校,16巻8号,同文館,p.35
- 36) 手記第四章,p.10
- 37) 斎藤千栄治,(1914),「劣等児及低能児教育の実際的研究(三)」,小学校,16巻8号,同文館,pp.34-35
- 38) 笠原道夫,(1913),異常児教育の理論と実際,弘道館
- 39) 笠原(同上),p.65
- 40) 笠原(同上),pp.80-81

#### 参考文献

- 戸崎敬子,(1993),特別学級史研究—第二次大戦前の特別学級の実態,多賀出版
- 京都精神薄弱者育成会,(1969),道しるべ,京都精神薄弱者育成会
- 平田勝政,(1996),「明治期における『精神薄弱』関係用語・概念の研究—『低能児』概念を中心に—」,

- 『日本教育史研究』,第15号,pp.33-72
- 浅尾紘也,(1967),「精神薄弱児教育における分団教育の歴史的考察——大正新教育との接点において」,精神薄弱問題史研究紀要,精神薄弱問題史研究会,pp.69-74
- 大嶋正徳,(1966年度),「京都市に於ける精薄児教育の成立過程」,昭和41年度卒業論文
- 高橋智・荒川智,(1987),「大正新教育と障害児教育の関係と構造——奈良女高師附小を事例として——」,障害者問題研究,48,pp.55-66
- 上嶋光春,(1993),「奈良県の障害児学級の歴史」,京都教育大学特別専攻科1993年度卒業論文
- 阪本美江,(2016),「奈良女高師附小訓導斎藤千栄治の『劣等児』『低能児』論とその展開」,日本教育史学会紀要,第6巻,日本教育史学会
- 平田勝政,(1990),「戦前日本の『精神薄弱』関係資料目録(I)—教育雑誌を中心に—」,長崎大学教育学部教育科学研究報告,39,pp.107-131
- 笠原道夫,(1913),異常児教育の理論と実際,弘道館
- 脇田良吉,(1912),低能児教育の実際的研究,巖松堂書店
- 乙竹岩造,(1912),低能児教育法,目黒書店
- 小林佐源治,(1914),劣等児教育の実際,目黒書店